

福祉サービス第三者評価結果報告書

【児童福祉分野（保育所）】

【受審施設・事業所情報】

事業所名称	大阪市立矢田第3保育所
運営法人名称	社会福祉法人 天宗社会福祉事業会
福祉サービスの種別	保育所
代表者氏名	施設長 三谷 好子
定員（利用人数）	88 名
事業所所在地	〒 546-0023 大阪市東住吉区矢田2-11-18
電話番号	06 - 6699 - 9869
F A X 番号	06 - 6699 - 9869
ホームページアドレス	https://tenso.or.jp/sisetsu/
電子メールアドレス	
事業開始年月日	1972年6月1日
職員・従業員数※	正規 16 名 非正規 10 名
専門職員※	保育士18名 栄養士1名 調理師2名
施設・設備の概要※	[居室] [設備等] 0-5歳児クラス保育室 トイレ 調理室 職員室 相談室 園庭

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

【第三者評価の受審状況】

受審回数	1 回
前回の受審時期	2015 年度

【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する 事業所の同意の有無	有
-------------------------	---

【理念・基本方針】

【法人の運営理念】

「人と人との和の精神」

人間尊重と社会正義に満ちた人間育成と行き届いたサービス提供を基本として、幸せが実感できる地域社会を実現するために、保育園、介護施設をはじめ地域に暮らすすべての人・団体・自然と共に生きることを目指す

【保育理念】

子どもの心に寄り添いながら一人一人を大切に思い安定した保育の提供と子育ての支援を心掛け地域に愛される保育所を目指す

【保育方針】

○入所する児童の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を 提供しよう努めます。

○保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、児童の状況や発達過程を踏まえ、 養護及び教育を一体的に行います。

○児童の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、児童の保護者に対する支援及び

教育を一体的に行います。

豊かな人間性、創造性を持った乳幼児を育成する

【保育目標】

○ 基本的生活を身に着け、意慾的にあそぶ

○ 自分や友達を大切にする

○ 感じたこと、考えたことを豊に表現する

ひとりひとりを大切にする、保育を進めています

【施設・事業所の特徴的な取組】

14年前に大阪市の公立保育所を公設民営化し、現在は法人が運営している。集客は順調で、4年前に定員を90名へ見直すなど、体制を点検しながら安定運営を図っている。障がいのある園児や外国籍園児が増加する状況を踏まえ、個別の支援や保護者との丁寧な連携を重ね、安心して生活できる環境づくりに努めている。ワンフロア保育を実施し、保育者同士が互いの実践を日常的に共有しやすい構造を活かして連携を深めている。絵本の読み聞かせと保護者への貸し出しを積極的に行い、家庭と園をつなぐ読書環境を整えている。教材教具は種類・数量の充実を意識し、季節や行事特有の遊びを大切にしている。異年齢児での活動も取り入れ、子ども同士の関わりを広げている。食育では菜園活動やクッキング、魚の解体ショーなど体験的な取組を展開している。

【評価機関情報】

第三者評価機関名	特定非営利活動法人このば		
大阪府認証番号	270068		
評価実施期間	2025年12月3日	～	2026年1月26日
評価決定年月日	2026年1月27日		
評価調査者（役割）	2401C036	（	運営管理・専門職委員）
	2301C003	（	運営管理・専門職委員）
		（	）
		（	）
		（	）

【総評】

◆評価機関総合コメント

理念・基本方針にもとづく運営が進められ、事業計画は年度末の総括会議で職員参画のもと策定され、実施状況の把握・評価・見直しが組織的に行われている。保護者に対しても園だより等で計画内容を周知し、理解と協力を得る工夫が確認できる。さらに、年2回の自己評価と個人面談、施設長による1on1面談を通じ、課題を明確化して改善につなげるPDCAが機能している。人材育成では、外部研修を含む研修機会の確保、経験に応じたOJT、階層別・テーマ別研修等の体制が整っている。実習生についても受け入れマニュアルと指導体制を整備し、計画的に育成している。運営の透明性の面では、理念、保育内容、事業計画、予算・決算等を公表し、苦情対応の改善状況も示している。

一方で、中期計画は策定されているが、大阪市との協議状況を踏まえて長期的ビジョンの明確化と計画策定を継続中としており、将来像の共有と計画の体系化が課題である。また、人事基準の職員周知が不十分で、職員が将来像を描ける仕組みづくりが十分ではない点が示されているため、育成と定着を支える制度面の整理が求められる。保護者アンケートでは日常の情報共有は概ね分かりやすいという回答が多い一方、連絡の仕組みのデジタル化等への要望も見られるため、強みを維持しつつ情報提供方法を工夫する余地がある。

◆特に評価の高い点

保護者アンケートでは、雰囲気がよく園児と職員に一体感があること、日常の情報共有が概ね分かりやすいこと等が示され、職員の関わりへの信頼がうかがえる点が評価できる。事業計画の策定から評価・見直しまでの組織的運用、年2回の自己評価と面談、施設長による1on1面談により、継続的改善の仕組みが機能している。研修機会の確保と参加促進、経験に応じたOJT等により人材育成の基盤が整っている。実習生の受け入れも体制整備が進み、効果的なプログラムを用意している。食育では菜園活動やクッキング、嗜好性アンケート、魚の解体ショー等、体験的で多様な取組が確認できる。

◆改善を求められる点

長期にわたるビジョンの明確化と、それに基づく計画策定が継続中とされているため、中期計画・単年度計画との接続を整理し、到達目標と見直し手順を明確にすることが望まれる。また、人事基準の職員周知が不十分で、職員が将来像を描ける仕組みづくりが十分ではない点が示されているため、期待する職員像と育成の道筋を制度として見える化する必要がある。保護者への情報提供は概ね良好であるが、デジタル化等の要望も踏まえ、方法の工夫を進めることが望ましい。

◆第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

本評価により、事業計画の策定・見直しの仕組みや、自己評価と面談を通じた改善の取組、研修や実習生受け入れ体制、情報公開など、当園が継続してきた運営の基盤が確認できたことは大きな成果であると受け止めている。今後は、長期的なビジョンを大阪市との協議状況も踏まえて整理し、中期・単年度計画と一体的に運用できるよう整備していく方針である。また、人事基準の周知と育成の道筋の見える化を進め、職員が安心して力を発揮できる環境づくりを強化する。保護者への情報提供は強みを活かしつつ、要望も踏まえて方法を改善していくつもりである。

◆第三者評価結果

・別紙「第三者評価結果」を参照

第三者評価結果

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

		評価結果
Ⅰ-1 理念・基本方針		
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
Ⅰ-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
(コメント)	法人の理念及び保育所の基本方針は適切に明文化されている。具体的には、パンフレットにこれらを記載し、保護者への入所前説明会や見学会を通じて周知が図られている。さらに、職員に対しては会議や園内研修での説明を通じて理念や基本方針の周知がなされており、共通意識形成が促進されている。理念や基本方針の内容は保育の内容や特性に基づいており、職員の行動規範として機能する具体的な内容が示されていると判断できる。したがって、理念や基本方針の適切な明文化と職員、保護者への十分な周知が行われていると評価される。	

		評価結果
Ⅰ-2 経営状況の把握		
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
Ⅰ-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
(コメント)	事業者は社会福祉事業全体や地域特有の福祉計画の動向を具体的に把握し、分析している。また、地域における子どもの数や利用者像、保育のニーズに関しても詳細なデータ収集と分析を行っているとする。このような取り組みにより、経営環境や課題を的確に把握し、適切な対応が行われている。また、定期的に保育コストや利用者の推移、利用状況などを分析し、業務の見直しを行っていることから、事業経営における安定性や将来展望が確保されていると判断される。	
Ⅰ-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
(コメント)	事業者は毎年度、保育内容や体制の見直しを行い、次年度の計画に活かしている。経営状況については、理事会で書類を通して役員に周知されており、さらに法人内の職員にも情報が共有されている。経営課題や問題点については、理事長や事務長と相談し、具体的な解決策を進める体制が整っている。現状分析の結果に基づき、経営環境や課題を明確にし、組織的に対策を講じていることから、具体的な取組が確実に進められていると判断される。	

		評価結果
Ⅰ-3 事業計画の策定		
Ⅰ-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
Ⅰ-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
(コメント)	事業者の取り組みでは、中期計画は策定されているものの、大阪市との協議の状況を踏まえて長期計画の策定と見直しを行う予定であるため、現段階では長期にわたるビジョンの明確化とそれに基づく計画策定が継続中という状況である。	

1-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
(コメント)	単年度の計画に中・長期計画がしっかりと反映され、具体的な事業内容が示されていることが確認できる。計画は職員との見直しを経て実行可能な内容に仕上がっており、単なる行事計画にはなっていない。さらに、数値目標や具体的な成果の設定により、実施状況の評価が行える内容も整備されていることが分かる。このように、単年度計画が中期計画を含めて具体的かつ実現可能な形で策定されている点が評価ポイントである。	
1-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
1-3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
(コメント)	事業者は事業計画を毎年度末に「総括会議」において、職員の参画や意見の集約・反映のもとで策定している。また、計画の実施状況はあらかじめ定められた時期や手順に基づいて組織的に把握され、評価されている。さらに、評価結果に基づいた計画の見直しも行われ、職員には会議や研修会を通じて周知され、理解を促すための取り組みも実施されている。事業計画の策定過程には職員が参加しており、計画の評価と見直しが組織的に行われているため、職員の理解も十分であることが確認できる。	
1-3-(2)-②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
(コメント)	事業者は、事業計画の主な内容を保護者にしっかりと周知し、理解を促すための取り組みを行っている。具体的には、保育所だよりや手紙を通じて事業計画を周知し、保護者からの理解や協力を得るための努めが見られる。また、保護者会等での説明や、分かりやすい資料の作成によって、保護者が事業計画を理解しやすいような配慮を行っていることが確認できる。これにより、評価基準として高い水準を達成していると判断される。	

		評価結果
1-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
1-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
1-4-(1)-①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
(コメント)	事業者は年2回の自己評価や個人面談を通じて、保育の質の向上を図る取り組みを実施している。特に、施設長が全職員と1on1での面談を行っており、組織全体としての評価プロセスが整備されている。このように保育内容に関する組織的な評価が行われ、PDCAサイクルに基づいた持続的な改善体制が確立されている点から、保育の質の向上に向けた取り組みが組織的に行われ、十分に機能していると判断される。	
1-4-(1)-②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
(コメント)	事業者は、改善に関する課題の明確化とその解決に向けた具体的な取り組みを計画的に実施している。毎月の会議や年度末の総括会議で、保育の見直しを行い、課題の情報共有を行っている。また、これに基づいて改善策を考案し、実践している。このように、評価結果を分析した上で、明確になった課題に対して改善策や実施計画が文書化され、職員間で共有されていることから、本基準における高い評価がなされる。	

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

		評価結果
Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ		
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
(コメント)	施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしており、役割と責任についても文書化して表明している。運営規定において施設長の役割が明記され、全職員に配布済みである。また、広報誌等に掲載して職員に理解を得よう努めている。さらに、平常時のみならず、有事における役割と責任、不在時の権限委任等についても明確化されていることから、施設長の取り組みが全面的に評価されている。	
Ⅱ-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
(コメント)	施設長は、大阪市の研修や大阪私立保育連盟の会議に積極的に参加し、法令遵守を深く理解している。また、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会への参加など、研鑽に努めていることが確認できる。環境への配慮を含む幅広い法令を把握し、職員に対する具体的な取組も行っている。これにより、施設内での法令遵守体制が整備されていることが評価され、法令理解の向上と職員の啓発活動も積極的に行われていることが判断された。	
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ-1-(2)-①	保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	施設長は、保育の質の向上に積極的に取り組んでいることが確認できる。具体的には、新年度会議で「勤務の心得」を職員に配布し、意識向上を図る取り組みがなされている。さらに、大阪市合同研修や私保連主催の研修、キャリアアップ研修を職員が受講しやすい体制が構築されていることから、職員の教育・研修の充実も進んでいる。加えて、毎月の職員会議において全職員で保育内容の検討を行い、組織としての取り組みを実践していることから、十分な指導力を発揮していると判断される。	
Ⅱ-1-(2)-②	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	施設長は経営の改善や業務の実効性向上に向けた取り組みを積極的に展開している。具体的には、人事や労務、財務等を踏まえた分析を行い、組織の理念や基本方針の実現に向けて、具体的な人員配置や職員の働きやすい環境整備を実施している。また、非常勤保育士を増やすことで、業務の負担軽減を図り、有休もとりのしやすい職場環境を作り、公休を増やすなど、組織内に具体的な体制を整えることで、施設長自身も活動に参加し、組織内の意識形成に努めている。この一連の行動より、十分な指導力を発揮していると判断される。	

		評価結果
II-2 福祉人材の確保・育成		
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
II-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
(コメント)	事業者の取り組みでは、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立されていることが示されている。具体的には、利用定員や障がい児の人数を把握し、それに基づいて職員数の配置を行っていることが明記されている。また、職員数の確保が困難な場合には、施設環境を考慮しつつ定員数の変更を行う柔軟な対応が実施されていることから、計画にもとづいた取組が実施されていると判断された。	
II-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	b
(コメント)	事業者の取り組みは、法人の理念・基本方針に基づく「期待する職員像」を明確にしており、一定の人事基準に基づいた職員評価も行っている。また、職員処遇の水準についても改善のための評価・分析を実施している。しかし、人事基準の職員への周知が不十分であり、職員が将来の姿を描ける仕組み作りも十分でない。このため、人事管理の取組が一部不足しているものの、総合的な人事管理はある程度行われている状況である。	
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
(コメント)	職員の就業状況や意向を把握する仕組みが整備されており、それに基づく具体的な改善活動が実施されている。具体的には、職員の労働時間や休假日数を毎月確認し、把握していると明記されている。また、年に2回の面談を通じて、職場環境や個別の悩みを聴き、それに基づき改善策を講じている。さらに、毎年産業医によるストレスチェックを実施しており、職員の心身の健康管理にも積極的に取り組んでいることが確認できる。これらの点から、働きやすい職場づくりに向けた積極的な取組みが評価される。	
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
(コメント)	職員一人ひとりの育成に必要な目標管理が適切に行われていることが示されている。具体的には、組織として「期待する職員像」を明確にし、職員の目標管理のための仕組みも整備され、個別の面接を通じて保育所の目標や方針を徹底している。また、目標の設定についても目標項目、目標水準、目標期限が明確で、適切に進捗状況の確認が行われている。さらに、目標達成度の確認も年度当初と年度末に行われ、職員の目標管理が徹底されていることが確認できる。	
II-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
(コメント)	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、実際に教育・研修がきちんと実施されていることが確認できる。「期待する職員像」が基本方針や計画の中に明示されており、具体的な専門技術や資格も示されている。さらに、教育・研修計画に基づいて、それらが実施され、定期的な評価と見直しも行われているため、基本的な要件が満たされている。また、研修内容やカリキュラムの評価も定期的に行われ、その結果が次の計画へ反映される体制が整っている。	

II-2-(3)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
(コメント)	職員に対して教育・研修の機会が確保されているだけでなく、実際に参加が進められていることが確認できる。また、個別の職員の知識や技術水準、専門資格の取得状況が把握されている上、新任職員の経験や習熟度に応じた個別的なOJTが実施されている。また、階層別、職種別、テーマ別研修等の機会も確保されていることから、職員一人ひとりが必要な教育・研修を受ける環境が整備されていると判断される。さらに、外部研修の情報提供や参加勧奨も行われていることから、研修の実施は適切に行われている。	
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-①	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
(コメント)	事業者は、実習生受け入れのマニュアルを作成し、職員への周知を行い、指導が正しく行われるよう研修を実施している。また、評価の着眼点に対するすべての項目にチェックがついていることから、体制を整備し、効果的なプログラムを用意して積極的な取り組みを行っている判断できる。これにより、実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢が明確にされ、プログラムの内容や指導についても充実した対応が見られる。	

		評価結果
II-3 運営の透明性の確保		
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
(コメント)	事業者は法人および保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、予算、決算情報をホームページやパンフレットで適切に公表している。地域の福祉向上のための取組についても公開されており、第三者評価の受審結果や苦情対応の改善状況も示されている。法人の存在意義や役割についても社会・地域に対して説明が行われ、各種情報が広報誌等を通じて地域に配布されていることから、事業や財務等に関する情報が十分に公開されていると判断できる。	
II-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
(コメント)	保育所における事務、経理、取引のルールや職務分掌、権限・責任が明確にされており、職員に周知されている。また、内部監査を定期的実施し、保育所の業務を確認していることが分かる。加えて、外部の専門家による監査支援を活用し、その結果や指摘事項に基づいて経営改善を実施していることから、公正かつ透明性の高い適正な経営・運営が行われていると判断できる。したがって、福祉サービスの提供における基盤が十分に確立されている。	

		評価結果
II-4 地域との交流、地域貢献		
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
(コメント)	事業者は子どもと地域との交流を積極的に進めていることが確認できる。事業者は地域との関わり方についての基本的な考え方を文書化し、保育所のパンフレットや運営規定に記している。また、活用できる社会資源や地域の情報を掲示や配布物で保護者に提供し、地域の行事や活動に職員やボランティアが協力する体制が整っている。さらに、保育所庭開放を年3回実施し、地域の未就学児と在所児との交流を促進し、区の保健師による子育て相談も行っており、地域との関わりを深めていることが明らかである。以上の理由から、子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っていると言える。	
II-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
(コメント)	ボランティアの受入れに関する基本姿勢が明文化されており、地域の学校教育等への協力についても基本姿勢が明記され、さらに具体的な登録手続や配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルが整備されていることが確認できる。大阪私立保育連盟にボランティア受け入れの登録も行われており、ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点で必要な研修と支援を実施している。このように、ボランティアの受入れに対する体制が整えられているため、評価基準を満たしていると判断する。	
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
(コメント)	事業者は、地域の関係機関や団体との連携を体系的に把握し、適切に連携を行っている。具体的には、「防災マニュアル」に明記された連絡方法や事務所への連絡先掲示によって、職員間での情報共有が図られている。また、こども相談センターとのケース会議なども開催されており、実際の取組が確認できる。さらに、関係機関との定期的な連絡会や問題解決に向けた協働作業を行っていることから、子どもに対する質の高い保育が提供される状況にある。	
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
II-4-(3)-①	地域福祉のニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
(コメント)	事業者は地域の福祉ニーズや生活課題の把握に向けた取り組みを行っている。具体的には、大阪私立保育連盟や大阪市社会福祉協議会などの地域施設の施設長や委員との各種会合に参加し、交流を通じて情報を得ている。しかし、地域住民との直接的な交流や相談事業を通じたニーズ把握の具体的な取り組みが示されておらず、地域住民に直接アプローチする方法が不足している。これらから、十分な取り組みとはいえないが、一定の努力は確認できる。	
II-4-(3)-②	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
(コメント)	事業者は地域の福祉ニーズを積極的に把握し、それに基づいた具体的な公益活動を実施している。年3回の保育所庭開放を通じて未就学児と在所児の交流を図るなど、地域の子どもたちの育成支援に貢献している。また、区の保健師を招いて子育て相談を行うことで、地域住民の子育てニーズに応えようとする姿勢が見られる。さらに、近隣中学校の要請に応じた保育の職場体験の提供や、子ども食堂と連携する取り組みも地域福祉への積極的な関与の一環と言える。	

評価対象III 適切な福祉サービスの実施

		評価結果
III-1 利用者本位の福祉サービス		
III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
III-1-(1)-①	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
(コメント)	事業者は、就業規則に基づいて作成した勤務の心得を職員に配布し、毎年新年度会議でその内容を確認している。これにより、子どもの最善の利益や一人ひとりを尊重した保育を基本姿勢としていることが確認されている。また、定期的に職員会議で人権研修や人権擁護のためのセルフチェックを実施し、職員が日々人権意識をもって保育に携わるよう取り組んでいることから、組織内での共通理解に向けた具体的な取り組みが行われていると判断される。	
III-1-(1)-②	子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a
(コメント)	事業者は子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアルを整備しており、職員への研修を通じてその理解を深めていることが確認できる。また、保育活動において、子どものプライバシーに配慮した環境整備や保育用品の準備が行われ、職員会議や打ち合わせでの心得やマニュアルの活用により、職員の意識向上と共通理解が図られている。このような取り組みから、実際にプライバシーに配慮した保育が実施されていることが認められる。	
III-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
III-1-(2)-①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
(コメント)	事業者は利用希望者に対して積極的に情報を提供している。具体的には、公共施設やイベントで施設案内を含むパンフレットを配布している。また、見学希望者には基本情報に基づいた冊子やパンフレットを用いて丁寧に説明し、質問にも対応している。さらに、すべての評価の着眼点においてチェックがついているため、情報提供の内容や方法が十分に工夫されていることが確認できる。したがって、評価基準を満たしていると判断できる。	
III-1-(2)-②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
(コメント)	事業者は、入所説明会において保護者に重要事項説明書や保育所のしおりを配布し、わかりやすく項目ごとに説明を行い、同意書を取得していることを明記しています。説明の際には、保護者が理解しやすいように工夫された資料を用いており、特に配慮が必要な保護者への適正な説明も行われていることから、組織が定めた様式に基づき、一貫してわかりやすい説明が行われていると判断されます。また、同意の内容が書面で残されていることも確認されています。以上より、評価基準を満たしていると判断されます。	
III-1-(2)-③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a
(コメント)	保育所変更時の継続性をしっかりと確保していることが確認できた。具体的には、保育の継続性に配慮した手順や引継ぎ文書が整備されており、保育所の利用終了後も相談窓口を設置し継続したサポートを提供している。また、変更の際には保護者の意向に寄り添い、次の保育施設への情報提供を適切に行っている。これまでの対応においても、必要な書類や情報共有の手順が明文化され、詳細な説明が行われている点が評価できる。	

III-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。

III-1-(3)-①	利用者満足向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
(コメント)	事業者は、子どもの満足を把握するために日々の保育での観察を行っているほか、保護者からの意見を聞くためのクラス懇談会や個人懇談を定期的実施していることが確認できる。また、保護者向けの運動会の運営「食事の嗜好性」アンケートも行い、利用者満足に関するデータを集めている。さらに、結果を分析・検討し、具体的な改善に結びつけていることから、利用者満足向上に向けた有効な取り組みが実施されていると判断された。対面における関係性構築や意向調査を重視しているため、アンケートによる定量的な意向調査は課題となる。	

III-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

III-1-(4)-①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
(コメント)	苦情解決の体制が整備され、掲示物や資料を通じて保護者へ周知されている取組が確認できる。また、苦情を申し出しやすい環境作りに努め、苦情内容の記録や保管、保護者へのフィードバックが適切に行われている。さらに、苦情相談を基に保育の質の向上に向けた取組も行っている。これらの点において、苦情解決の仕組みが機能していると判断されるため、評価は最高評価として妥当である。	
III-1-(4)-②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
(コメント)	事業者は保護者の相談窓口を複数設け、重要事項説明書や所内掲示物に記載することで周知を図っている。また、所長や保育主任への直接の要望伝達も対応可能としており、相談しやすい雰囲気作りを心掛けている。定期的かつ必要に応じた保護者面談を行い、保護者の意向や要望を聞く機会を設けている。このように、保護者が相談したい時や意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことが保護者に適切に伝えられていると判断される。	
III-1-(4)-③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
(コメント)	意見箱の設置や職員が保護者と密に関わることで、保護者が相談しやすい環境が整備されている。また、保護者から寄せられた要望や苦情については、その内容をしっかりと確認し、組織全体で思いを共有する取り組みが行われている。さらに、対応については法人のマニュアルや規定に基づき迅速に行われており、保育の質向上に向けた積極的な対応がなされていることから、組織的かつ迅速な対応が図られていると判断される。	

III-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

III-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
(コメント)	事業者は、事故報告書やヒヤリハット報告を活用して、危機管理体制を整備し続けている。具体的には、改善策や再発防止策の検討を行い、職員一人ひとりの危機管理意識を向上させるために各種マニュアルや安全対策組織分担当表を活用している。このような取り組みは、リスクマネジメントに関する責任者の配置や、事故発生時の対応手順の明確化、子どもの安全を脅かす事例の収集および要因分析と改善策の実施につながっており、リスクマネジメント体制が適切に構築されていると判断される。	
III-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
(コメント)	感染症の予防策を講じ、発生時の対応について組織として体制が整備され、具体的な取り組みが行われている。職員間で定期的に感染症の予防と対応に関する情報を共有し、保護者へも正しい情報を提供して家庭での予防策を周知していることが確認できる。一人でも感染者が出た場合には掲示板で告知を行い、保護者との情報共有を図っていることから、仕組みがしっかり実施されていると判断される。	

III-1-(5)-③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に 行っている。	a
(コメント)	事業者は災害時の対応体制を整備しており、災害の影響を考慮した対策を実施している。子ども、保護者、職員の安否確認の方法の決定と全職員への周知、食料や備品類の管理者を決めての備蓄の整備にも取り組んでいる。また、防災計画を整備し、消防署、警察、自治会などの関係機関と連携した訓練を実施している点 が、組織的な取組を行っている判断される。ただし、地域連携は積極的ではない 旨が記載されているが、他の取組が十分であると評価できる。	

		評価結果
III-2 福祉サービスの質の確保		
III-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
III-2-(1)-①	保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a
(コメント)	事業者の取り組みでは、年間指導計画、月案、週案、日案といった詳細な計画を立てた上で保育が実施されていることが示されています。さらに、一人一人の子どもを尊重し、その育ちに寄り添った保育を行うために、計画の検討、振り返り、見直しを会議で行う仕組みが整えられています。標準的な実施方法が適切に文書化され、子どものプライバシーの保護や権利擁護に関する姿勢も明示されているため、評価基準を十分に満たしていると判断されました。	
III-2-(1)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
(コメント)	毎月の保育会議において、月案の検討を行い、前月の反省や見直し、そして保護者の意見を含めた情報を職員間で共有している点が、定期的な検証と必要な見直しの実施を示している。また、年度総括のために所外保育総括・行事総括・保育総括・クラス総括として会議を行い、次年度に向けた検討が行われていることから、組織的な検証・見直しの仕組みが定められ、実際にその下で行動していると言える。これにより、保育の質の向上に向けたPDCAサイクルが確立していると判断される。	
III-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
III-2-(2)-①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a
(コメント)	アセスメントに基づく指導計画の作成について、責任者が明確に設置され、適切なアセスメント手法が確立されている。アセスメントには多様な職種が関与し、協議が行われていることから、合議制が機能していると考えられる。指導計画は全体的な計画に基づき適切に作成されており、保護者の意向が反映され、同意を得た上で実施されている。このように、アセスメントから指導計画の作成、実施、評価、見直しまでの一連のプロセスが確実に実行されているため、体制が確立していると判断される。	
III-2-(2)-②	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
(コメント)	指導計画の見直しとその実施状況の評価に関する手順が組織として定められ、しっかりと実施されている。具体的には、指導計画の見直しについて時期や参加職員、保護者との意向把握と同意取得の手順が組まれており、関係する職員への周知手順も整備されている。さらに、保育計画の急な変更に対応した仕組みが整えられており、保育の質向上に関する課題の明確化とそれらを生かした次年度計画の作成が確認できることから、評価としては最も良いとされるaが該当する。	

III-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

III-2-(3)-①	子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
(コメント)	事業者の取り組みでは、子どもの発達状況や生活状況を保育所が定めた統一様式で把握し記録することが確立されている。具体的には、新年度会議において、所長が書式や記録方法について職員に説明し、確認していることにより、記録の統一性と共有が図られている。また、記録内容の差異を防ぐための工夫も行われている点から、子どもの保育の実施状況が適切に記録され、職員間での情報共有が行われていると判断できる。	
III-2-(3)-②	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
(コメント)	事業者は、個人情報保護規程に基づいて、子どもの記録の保管、保存、廃棄について明確な規定を定めており、その実施に努めている。具体的には、職員への周知や保護者への説明を通じ、情報の適正な取り扱いについての同意を得る手続きが行われている。記録管理の責任者が明確に設置され、職員に対する教育・研修も実施されている。また、保護者等への説明が行われており、透明性確保にも努めていることから、適切な規程と管理体制が整備されていると判断される。	

児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

		評価結果
A－1 保育内容		
A－1－（１） 全体的な計画の作成		
A-1-（１）-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
（コメント）	事業者の取組内容では、全体的な計画が地域の子どもと家庭のニーズ、および理念方針に沿って作成されていることが確認できる。また、計画が定期的に見直されることで、評価と改善が行われていることも示されている。さらに、事業者の着眼点によれば、児童憲章や保育所保育指針などの指針に基づき、保育に関わる職員の参画の下、子どもの発達過程や地域の実態を考慮して計画が作成されていることが示されている。これにより、全体的な計画が理念と一致し、実践されていると判断される。	
A－1－（２） 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-（２）-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
（コメント）	この保育所では、子どもたちが心地よく過ごせる環境を整えていることが確認できる。具体的には、室内の温度、湿度、換気、採光、音などが常に適切な状態に保持されている。さらに、保育所内外の設備や用具、寝具の衛生管理にも力を入れており、家具や遊具の素材や配置にも工夫がなされている。一人ひとりの子どもがくつろいだり、落ち着ける場所が準備されており、食事や睡眠のための心地よい生活空間も確保されている。手洗い場やトイレも明るく清潔で、安全性が考慮された設備が整えられている環境が整備されているため、子どもたちが安心して過ごせる場が提供されていると判断した。	
A-1-（２）-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	b
（コメント）	担任が家庭状況や子どもの発達過程を十分に把握し、個別対応に努めている点は評価される。しかし、一部の職員が感情的な言葉や急き立てるような表現を用いていることがありと自己評価しており、これが改善の必要性を示している。日常的な注意が行われているが、これが制度的または組織的な取り組みとして十分に行われているかどうかは不明であるため、子ども一人ひとりを受容する上で改善の余地があると判断された。	
A-1-（２）-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
（コメント）	事業者の取り組みでは、基本的な生活習慣の習得のために発達に応じた援助が行われており、これが日々の活動に組み込まれていることが確認できる。また、個々の体力や活動内容、季節に応じた休息が配慮されており、4歳から5歳の子どもに対しても活動のバランスが保たれるように工夫している。このように一人ひとりの子どもの発達に合わせた細やかな配慮が行われていることから、子どもが基本的な生活習慣を身につけるための環境整備と援助が十分に行われていると判断される。	

A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
(コメント)	子どもが自主的に活動できる環境が整備されており、天気良ければ所庭やテラスで外遊びを積極的に取り入れるなど、子どもが進んで身体を動かせるような環境が提供されています。さらに、近隣の公園への散歩や異年齢児同士での活動を通じて、友だちとの協同や社会的なルールを学ぶ機会が豊富に用意されています。また、地域の方々が育てた農作物の収穫体験の場を設けるなど、地域との交流を図る取り組みも行われており、子どもたちの主体的な活動を支える多面的な環境が整っています。	
A-1-(2)-⑤	乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	事業者の取り組みでは、0歳児の育成において、スキンシップを大切にし、保育士との信頼関係を構築することで安心して過ごせる環境を整えている。また、離乳食を月齢に応じて保護者と相談しながら進め、体調や機嫌の変化を細やかに伝えることで家庭との連携を重視している。さらに、人員配置を厚めにして手厚い関わりを可能にしており、これにより個別の子どもの状況に応じた適切な保育が実現されている。これらの点から十分に適切な環境と保育が提供されていると判断される。	
A-1-(2)-⑥	3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	事業者は子どもたちの自発的な関わりを重視し、保育者の適切な関与を通じて、子どもたちが安心して活動できる環境を整えていると考えられる。具体的には、活動内容や環境作り・雰囲気作りに配慮し、子どもたちの情緒を豊かに育むための取り組みを行っている。また、各クラスの状況を職員間で共有し、早期に問題点を発見できる仕組みを導入していることから、適切な環境の整備と保育の内容・方法に十分な配慮がされていると判断される。	
A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	事業者は3歳から5歳児までの保育において、集団の中での安定性や興味関心のもてる活動環境を整え、保育士が適切に関わる取り組みを実施している。また、個々の子どもが得意なことや好きなことを楽しむ環境を提供し、友だちと協力しながら活動できるよう配慮している。さらに、当番活動や行事を通じて、子どもたちが自分の役割を理解し、やりがいを持って取り組む経験も提供されていることから、適切な環境と方法が整備されていると判断される。	
A-1-(2)-⑧	障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	事業者は、障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に十分配慮していると考えられる。具体的には、個別計画を年間および月ごとに作成し、職員全体で情報を共有している。また、保護者との連携を密にし、療育施設や関係機関との情報共有も積極的に図っている点が評価できる。さらに、近隣の児童発達支援事業所との連携も緊密であり、療育者が保育所での子どもの活動を見に来ることがあるため、実際の保育現場での子どもの成長を支える環境が整備されていると判断される。これらの取り組みから、適切な環境整備がされていると評価できる。	
A-1-(2)-⑨	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	事業者は子どもが安心して過ごせる保育環境を整える取り組みを行っている。具体的には、保育の生活リズムを確立し、子ども主体の活動生活の見通しを持たせる工夫をしている。また、延長保育時にも職員間で情報を共有し、引継ぎを適切に行っていることがうかがえる。保育室の過密を防ぐため、年齢ごとに合同保育の時間を工夫し、安全性を考慮した職員配置と環境整備に努めている。これらの点から、在園時間に応じた適切な保育環境が整備されている。	

A-1- (2) -⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
(コメント)	事業者は小学校との連携を積極的に行い、小学校施設の見学や小学生との交流活動を提供している。これにより、子どもたちは小学校以降の生活に対する見通しを持てる機会がある。また、個人懇談で保護者の就学への不安や疑問を積極的に受け止めており、保護者も見通しを持てるよう配慮されている。さらに、地域の協議会を通じて小学校の先生との意見交換や交流を実施しており、就学前の準備が包括的に行われていると判断される。	
A-1- (3) 健康管理		
A-1- (3) -①	子どもの健康管理を適切に行っている。	a
(コメント)	事業者の取り組みは非常に整っている。事業者は子どもの健康管理マニュアルを保有し、一人ひとりの健康状態をしっかり把握している。また、健康管理に関する計画作成や関連職員への情報共有ができており、保護者からの重要な健康情報も得られるよう努めている。さらに、乳幼児突然死症候群（SIDS）について、職員や保護者への情報提供も積極的に行い、ポスター掲示により職員の意識向上を図るなど、非常に高い水準での対応が行われている。	
A-1- (3) -②	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
(コメント)	事業者は定期的な健康診断を計画的に実施しており、その結果を基に保護者への周知や情報提供を行っていることから、保護者と情報を共有し、子どもの健康に関する理解を深める取り組みが行われていると考えられる。また、健康診断・歯科健診の結果を記録し、関係職員にも周知しているため、保育内容に具体的に反映できている。これらの取り組みにより、保育の質が向上していると評価できる。	
A-1- (3) -③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
(コメント)	事業者は食物アレルギーに関して、所長や管理栄養士、担任との連携を通じて保護者への聞き取りや対応の説明を行っている。また、職員間でのアレルギー会議を実施し、給食配膳の手順や食器の色、室内の配置、導線等の確認を徹底している。慢性疾患を持つ子どもについても、必要に応じて担任や所長、主任が連携を取り、保護者との聴き取りを行い、安全に配慮した保育環境を提供していることから、適切な対応が行われていると判断される。	
A-1- (4) 食事		
A-1- (4) -①	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
(コメント)	子どもたちが食事を楽しむための取り組みが詳細に記されている。食育年間計画を立て、菜園活動やクッキングを通じ、子どもたちが実際に食に関わる体験を積む機会を提供している。また、年中・年長児に対して管理栄養士から食に関するお話を聞く機会を設けることにより、食に対する知識を広げる工夫がなされている点で、食を楽しむための基盤作りに取り組んでいると評価できる。子どもの興味を引くための嗜好性アンケートやマグロの解体ショーなど、多様な体験も提供されている。以上より、非常に積極的かつ効果的な取り組みが行われていると判断された。	

A-1- (4) -②	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
(コメント)	事業者の取り組みでは、子ども一人ひとりの発育状況や体調に配慮した栄養管理が行われ、給食管理ソフトを用いて精密な献立作成が実施されている。また、月次の献立会議を通じて職員との意見交換やアレルギー食、宗教食の確認を行い、行事食や食育の取り組みにも積極的に取り組んでいることが確認できる。さらに、衛生面では保健所のふき取り検査で高く評価され、大阪市健康局から表彰を受けるなど、安全安心な給食提供への取り組みも十分に行われている。これらの取り組みから、子どもがおいしく安心して食べることのできる食事が提供されている状況にあると判断された。	

		評価結果
A-2 子育て支援		
A-2- (1) 家庭との緊密な連携		
A-2- (1) -①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
(コメント)	事業者は家庭との連携を積極的に行っている。具体的には、保育参観やクラス懇談会を実施し、保護者に保育の様子や保育所からの重要事項を明確に伝え、理解を促進している。また、一日の生活を写真とコメントで掲示する工夫や、運動会や発表会の機会を利用して保育方針を直接説明するなど、多様な方法で保護者との情報共有を図っている。これらの取り組みから、保護者との相互理解が深まり、子どもの生活が充実している状態にあると考えられる。	
A-2- (2) 保護者等の支援		
A-2- (2) -①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
(コメント)	事業者は保護者支援において包括的な取り組みを実施している。例えば、重要事項説明書や所内掲示物を用いて要望や苦情に関する相談窓口の周知を行い、保護者が相談しやすい環境を整備している。また、保護者の都合に合わせて日時を設定し、所内で懇談の場を設けるなど、柔軟な対応が行われている。さらに、相談内容に応じて担任、所長、主任が同席し、必要に応じて法人本部や第三者委員の助言を求める体制が整っていることから、保護者が安心して子育てできる支援が実現されていると判断できる。	
A-2- (2) -②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
(コメント)	子どもの身体の異変や情緒の変化を敏感に感知し、気になる事案については全職員で情報を共有する体制が整っていることから、早期発見・早期対応が実施されていると判断できる。さらに、保護者には状況に応じて適切に対応し、寄り添った言葉掛けを行うことで、児童虐待の予防にも努めている。このことから、施設内での継続的な研修やマニュアル整備が行われていると考えられ、組織的・予防的な取り組みがしっかりと遂行されている状況である。	

		評価結果
A－3 保育の質の向上		
A－3－（１） 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A-3-（１）-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
（コメント）	事業者は保育士等による保育実践の振り返り（自己評価）を毎年2回実施し、その結果を基に施設長との面談を行うという仕組みを整えている。このプロセスは主体的な自己評価を促進し、職員間の話し合いを通じて保育の質を高める機会を提供している。さらに、その取り組みは子どもの心の育ちや意欲を考慮し、保育実践の改善や専門性の向上にもつながっているため、組織的・継続的な取り組みが確認できる状況である。	

		評価結果
A-4 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1) 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1)-①	体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる。	a
（コメント）	事業者は、就業規則に体罰や暴言の禁止を明記しており、毎年新年度会議でこれを再確認している。また、園内研修を通じて、職員に対し不適切保育の防止と意識改革への取り組みを行っている。このように、体罰等の不適切な対応を防止するための具体的な施策と意識向上のための活動が実施されていることから、体罰等の防止と早期発見に十分に取り組んでいると判断される。	

利用者（保護者）への聞き取り等の結果

調査の概要

調査対象者	保護者
調査対象者数	32人
調査方法	Webフォームアンケート（記名あり）

利用者への聞き取り等の結果（概要）

1. 職員の関わりと子どもの園生活

職員の子どもへの関わりは「優しい」「親切」「親しみやすい」と受け止められており、保護者にとっても相談しやすい雰囲気が支えになっているとの記述が見られる。特に、保護者・子ども双方に親身に寄り添い話を聞く姿勢や、担任以外の職員も子どもと保護者の顔・名前を覚えて声をかける点が、日々の安心感につながっていると考察できる。また、子どもの些細な変化を共有し、性格や成長をよく把握して見守っていることへの評価があり、日常の丁寧な観察と関わりが継続していることがうかがえる。こうした積み重ねにより、子どもが「明日も楽しみ」と前向きに登園できている、保育所や先生が大好きで家庭でも先生の話題が多い、といった声につながっていると整理できる。加えて、園長の対応が良く安心して通わせたいと思えた、園全体が大人数ではないため園児全体を把握してもらえていると感じる、といった評価もあり、園としての一体的な見守りが信頼形成に寄与していると考えられる。さらに、学年の異なる子ども同士が触れ合う機会があることや、アットホームで園児と職員に一体感があるという声もあり、日々の生活の中で人間関係が育まれている様子が読み取れる。

2. 情報共有・相談のしやすさと課題の見え方

「園だより」「クラスだより」や送迎時の会話等を通じ、日常の情報共有は概ね分かりやすいという回答が多い。子どもの様子を教えてもらえることや写真での記録が、家庭側の安心材料になるとの記述が確認できる。一方で、クラスによっては個別の様子が伝わりにくいと感じる声や、連絡の仕組みのデジタル化（欠席連絡等のアプリ化、クラスの様子を見られる仕組み）への要望も見られるため、現状の良さを維持しつつ、情報提供の方法を工夫する余地があると整理できる。

3. 安全・衛生、健康管理に関する受け止め

園内の感染症発生時の連絡や健康診断結果の伝達については肯定的な回答が多く、健康面の把握に一定の安心が示されている。個人情報の取り扱いについても、相談内容が他人に漏れた経験は「ない」とする回答が多く、守秘への信頼が形成されていると考えられる。加えて、園で流行している病気等の情報をより積極的に知りたいという声、衛生面の徹底を求める意見も一部にあり、安心の土台をさらに強める観点として整理できる。

4. 給食・行事・環境面の満足と改善要望

献立表等により給食内容が分かることへの評価がある。行事については、体験行事の追加希望や、参観など普段の様子を見られる機会を増やしてほしいという要望が確認できる。また、園の特徴として「人数が多過ぎず、他学年交流がある」「子どもがのびのび過ごせる環境」「とっても温かい保育所」といった受け止めがあり、生活の場としての安心感が強みであると考察できる。